

小規模多機能ホーム「ももの木かしわぎ」運営規定

この運営規程において、株式会社スワローが開設する小規模多機能ホームももの木かしわぎにおいて実施する、小規模多機能型居宅介護事業所の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 本事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の基本理念に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態、認知症等援護を要する状態にある者に対し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう日常生活の援助、社会的孤立感の解消及び、健康管理、機能訓練を行うと共に、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、小規模多機能型居宅介護を推進し、快適な在宅介護が維持できるよう支援する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業は、上記目的の達成に向けて、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援することとする。

2 本事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち不当にサービスが偏することのないよう行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとにそのサービスの提供に努めるものとする。

4 緊急な事態にも柔軟に対応出来る体制を整備する。

（事業所の名称）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 事業所の名称 小規模多機能ホームももの木かしわぎ
- （2） 事業所の所在地 柏崎市元城町1-46

（登録定員）

第4条 登録定員は次のとおりとする。

小規模多機能型居宅介護事業登録定員 29名

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人

- ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
- ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。

- （2） 内科医師 歯科医師 （嘱託医） 各1人

- ・利用者の健康管理上緊急時の対応、家族、かかりつけ医への連絡調整、医療機関との連携を図る。

- （3） 介護支援専門員 1人

- ・介護支援専門員は登録者の課題分析を行うとともに、把握された心身の状態や要望等に基づき、適切な小規模多機能型居宅介護が提供されるよう、居宅サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

(4) 介護職員(日中) : 通いサービス利用者3人に対して1名以上
訪問サービス利用者対応として2名

介護職員(夜間) : 宿泊サービス利用者に対して1名

- ・介護職員は、登録者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。
- ・介護職員は、作成された居宅サービス計画に従い必要な介護業務を行う。

(5) 看護職員 常勤勤務1人

- ・看護師、准看護師の資格を有する者。
- ・看護職員は、作成された居宅サービス計画に従い必要な看護業務を行う。
- ・看護職員は施設内の衛生管理、緊急時の対応、家族、かかりつけ医への連絡調整、協力医療機関との連携を図る。

(6) 調理員、その他の従事者 常勤勤務2人以上(兼務又は非常勤も含め実情に応じた必要数)

- ・事業所の実情に応じ適応人数配置し、小規模多機能型事業の円滑な提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------|------------------|
| (1) 通いサービス | ①営業日 | 365日の通年営業とする。 |
| | ②営業時間 | 午前8時から午後5時までとする。 |
| (2) 宿泊サービス | ①営業日 | 365日の通年営業とする。 |
| | ②営業時間 | 午後5時から午前8時までとする。 |
| (3) 訪問サービス | ①営業日 | 365日の通年営業とする。 |
| | ②営業時間 | 午前7時から午後9時までとする。 |

(小規模多機能型居宅介護事業の内容)

第7条 提供する小規模多機能型居宅事業の内容は、次のとおりとする。

1 居宅サービス計画の作成

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
- (3) 利用者や家族の希望や、課題分析の結果把握された課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画を作成する。
- (4) (3)により作成された居宅サービス計画については、内容などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得た上で交付する。
- (5) 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。

2 サービスの内容

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業

- ① 1日の通いサービスの定員は、18名とする。
- ② 1日の泊まりサービスの定員は、9名とする。

提供する小規模多機能型居宅介護サービスの内容は、利用者に対する入浴、排泄、食事などの身体介護、その他の日常生活上の介護、機能訓練及びレクリエーションなどの実施、健康管理及び利用者又は家族に対する相談及び助言、社会生活上の便宜の提供とする。

(2) 訪問サービス

登録者が通いサービスを利用していない日においては、本人及び家族などの要望及び登録者の心身の状態や置かれている環境を踏まえて、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りなどを行い、在宅生活を支援する。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 小規模多機能型居宅介護事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた公示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の1割を本人負担額とする。

2 保険対象外の費用については次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 朝食450円 昼食650円 夕食550円
- (2) おやつ・お茶に要する費用 1日、 100円
- (3) 宿泊に要する費用 1日、2、 400円
- (4) 排泄用品（おむつ・パット等） 実費
- (5) 活動に要する費用 1ヶ月、 500円
- (6) サービス提供記録複写料（複写の実費相当分） 1枚 10円

キャンセル料（通いサービス利用日の当日にキャンセルの連絡があった場合、又は連絡がなく当日、自宅まで伺った場合） 500円（昼食費用分）

（*但し、キャンセルの理由が容態の急変であった場合は、キャンセル料はいただきません。）

- 3 前項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者及び家族に対して、当該サービスの内容及び費用について文書を用いて説明した上で、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業を実施する地域は柏崎市市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
担当職員の指示に従わないなど、事業所の秩序を乱した場合は、利用を断る場合があること。
- (2) サービスの利用にあたり、所定の物品について持参すること。
- (3) サービス利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。
- (4) サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (5) 利用者が故意に事業所の備品、その他を破損した場合、その補修などについて、ご負担いただく場合があること。

(地域との連携等)

第11条 地域との連携を図るために以下の取り組みを行う。

- 2 事業所内に運営推進会議を設置し、サービスの質の向上を図る。なお、委員については、地域の代表者に委嘱し、概ね2ヶ月に1回以上開催する。
- 3 地域に開かれた事業所として、積極的に地域住民、ボランティア団体等との連携及び協力を得て、事業を進めていく。
- 4 地域密着型の事業の運営にあたり、運営推進会議等を通じて地域包括支援センターとの連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所看護職員は、サービス提供時、利用者の病状・状態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、家族に連絡する。しかし主治医に対する連絡が困難である場合は、あらかじめ事業者が定めた嘱託医への連絡や緊急搬送等の、必要な措置を講ずることとする。

- 2 前項について処置した時は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施について、地域消防署の協力を得た上で、少なくとも年2回以上避難訓練を実施すること。

(非常災害時における地域との連携)

第14条 地域密着型の事業の運営にあたり、非常災害時における地域との連携を行なうためにも常に地域との交流をはかるものとする。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情処理）

第17条 事業所が提供したサービス等に対する利用者及びその家族からの苦情には、迅速かつ適切、誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。又、苦情を受付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

- 2 市町村等からの質問、照会、調査に協力し、指導助言に従って必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第18条 事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じることとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しておく。

- 2 事業所は、利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うべきこととする。

（掲示）

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（虐待防止に関する事項）

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に（隔月）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- ②虐待防止のための指針の整備

- ③虐待を防止するための定期的な（年2回以上）研修の実施

- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 緊急やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態で あることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を 記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の、記録の整備や手続きなど厚生労働省

が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることとする。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を2月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年に2回以上）に実施する。

（従業者の研修）

第22条 事業者は、全ての従業者に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1)年間計画表に基づいて、(事故防止・感染症・ハラスメント・虐待・接遇・スキルアップ等)の研修を行う。

2 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

（暴力団排除に関する規定）

第23条 柏崎市暴力団排除条例（平成24年柏崎市条例第56号）第3条に規定する基本理念にのっとり、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないなどの暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じる不当な影響を排除するものとする。

（個人情報の保護）

第24条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う小規模多機能居宅介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密保持）

第25条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、退職した職員が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、居宅介護支援事業所等関係機関に対して、利用者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかななければならない。

(改正の手続き)

第 26 条 この規程改正の手続きは、総合施設長と協議の上、運営主体の代表取締役の承認を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 一部内容を変更し平成 25 年 10 月 1 日から適用する。
- 3 一部内容を変更し平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 一部内容を変更し令和元年 10 月 1 日から適用する。
- 5 一部内容を変更し令和 6 年 4 月 1 日から適用する。